

平成 30 年度東京都在住外国人支援事業助成 対象事業
少数言語通訳者コーディネート事業 利用規約

- ・ 通訳内容によっては受け付けられない場合もあります。
- ・ 翻訳は受け付けていません。
- ・ 通訳者を指名することはできません。
- ・ 通訳は基本的に逐次通訳（発言のあとに内容をそのまま通訳します）の形式で行われます。
- ・ 通訳者には守秘義務があります。
- ・ 通訳を利用した後は、事業振り返りのための報告書のご記入をお願いします。
- ・ 通訳を必要とされる外国人が当日その場に来ないなどの例もありますが、通訳実施の有無にかかわらず、通訳者とその現場に赴いてからのキャンセルはできません。
- ・ 本通訳活動は、市民活動であり、職業として行っている通訳ではありません。
- ・ 万一、通訳内容に関してトラブルが生じて、通訳者及び特定非営利活動法人国際活動市民中心は、責任を負うことはできません。

※注意 次のような内容は対象外です。

イベント、パーティーなどでの通訳

家庭内、友人間のプライベートなコミュニケーションの通訳

営利目的の通訳